

2016年度
大分県労福協

福祉研修会

とき：2016年9月4日（日）10:30～
ところ：大分市中央町 全労済ソレイユ7F



研修会・プログラム

<開会10：30～閉会12：30>

1. 開会あいさつ

2. 主催者代表あいさつ

一般社団法人 大分県労働者福祉協議会 理事長 佐藤 寛人

3. 来賓あいさつ

大分県商工労働部 雇用労働政策課 課長 後藤 豊 氏

連合大分議員懇談会 会長 玉田輝義 氏

4. 講演

演題 「奨学金問題の現状と課題」

～真に学びを支える学費と奨学金制度を目指して～

講師 奨学金問題対策全国会議 事務局長

弁護士 岩重佳治 氏

5. 閉会あいさつ

～奨学金返済の重荷と雇用劣化問題を考える!!～

奨学金問題対策全国会議 事務局長

弁護士 岩重佳治 氏



◆プロフィール◆

1958年生まれ。弁護士。もともと、多重債務問題の取り組みからスタートし、その背景に貧困の問題があることから、貧困問題に取り組み始めた。その後、貧困を抱えた人の中に、子どもの頃から困難を抱えた人が多いことに気づき、子どもの貧困問題に取り組むようになった。その取り組みの中で、奨学金問題の深刻さを目の当たりにして、2013年3月、奨学金問題対策全国会議を設立。以来、事務局長をつとめる。

奨学金問題対策全国会議事務局長

日本弁護士連合会貧困問題対策本部委員（女性と子どもの貧困部会）

独立行政法人国民生活センター客員講師

獨協大学非常勤講師

中央区自殺対策協議会委員

<著作など>

『日本の奨学金はこれでいいのか！－奨学金という名の貧困ビジネス』

奨学金問題対策全国会議編（あけび書房）（共著）

『日弁連 子どもの貧困レポート』

日本弁護士連合会編（明石書店）（共著）

『イギリスに学ぶ 子どもの貧困対策』

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク編（かもがわ出版）（共著）

『個人債務整理実務マニュアル』

編集 個人債務整理実務研究会（新日本法規出版）（共著）

ほか

奨学金問題の現状と課題 ～真に学びを支える学費と奨学金制度を目指して～

奨学金問題対策全国会議事務局長
弁護士 岩重佳治

奨学金の負担に苦しむ人たちの声

●生活保護受給中でも

病気のため、非正規で働きながら生活保護を受けています。もう18年位、月に1000円～2000円ずつ返していますが、延滞金に充てられて元金が減りません。

奨学金の負担に苦しむ人たちの声

●自己破産しました

卒業後、父が支払うと言ってくれていましたが、突然、機構から、膨らんだ延滞金も含めて請求を受けました。

離婚や仕事の不安定などが重なり、うつになって支払いが苦しく、過去に遡って返還期限の猶予を求めようとしましたが、5年以上は役所の所得証明が取れないとして拒否されました。

無理して返済を続けていましたが、精神的にも追い込まれて、自己破産をしました。

奨学金の負担に苦しむ人たちの声

●保証人に迷惑をかけるくらいなら

失業中です。返還期限の猶予の利用を続けてきましたが、年数を使い切って、もう猶予ができないと言われました。

連帯保証人である父のところに請求が来ています。おじも保証人になっており、迷惑をかけたくありません。

自分が死んで支払いを免れるなら、いっそ死んでしまいたい。

奨学金の負担に苦しむ人たちの声

●延滞金が壁になって

障害1級で、働くことができません。

機構から裁判を起こされ、返還免除の申請をしましたが、障害が発生する前に延滞が生じていたとして、延滞をすべて解消しない限り、免除を認めてくれません。

連帯保証人の父にも請求が行き、わずかな年金の中から、無理して支払うことになりそうです。

父は、実家の土地建物を所有しているため、自己破産もできない状態で、本当に苦しんでいます。

奨学金の負担に苦しむ人たちの声

●結婚も出産もできません

大学卒業後、就職しましたが、うつ病になって辞めました。

返還期限の猶予の5年を使い切り、減額返還制度を利用することになりました。

最長10年間の減額(半額)を申請しても54歳までかかります。

パートの手取りは9～10万円。減額後の返還額は1万6000円ですが、延滞すると減額が認められなくなります。

とても結婚や出産は考えられません。

奨学金の負担に苦しむ人たちの声

●大学やめました

私大に通っていました。

学費がとても高く、奨学金とアルバイトでやりくりしていましたが、奨学金という名の借金が増えていくのが怖く、アルバイトを増やすれば授業もままならなくなり、大学を辞めました。

運良く正社員になれたので、返すことはできていますが、私のように途中で勉学の道を閉ざされる人が出てくるのはかわいそうでなりません。

構造的に生み出されている奨学金問題

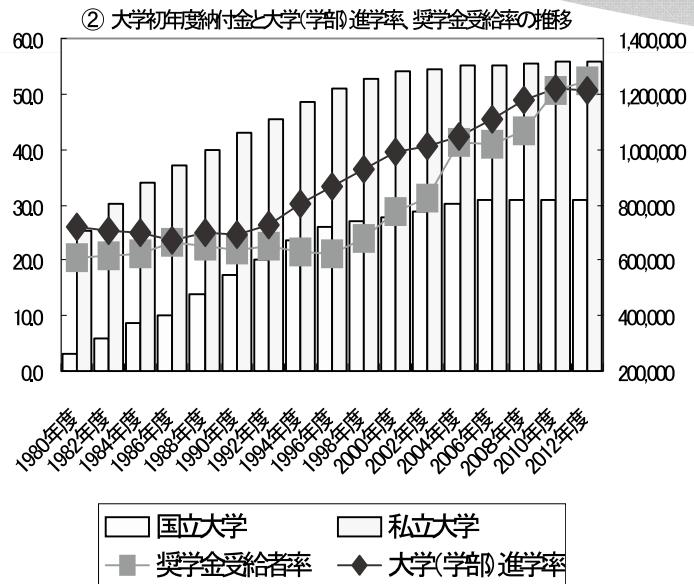
●相談・救済活動に関わって感じたこと

奨学金の返済に苦しむ人は、とても真面目で誠実

●そして、分かったこと…

奨学金問題は構造的に生み出されている！

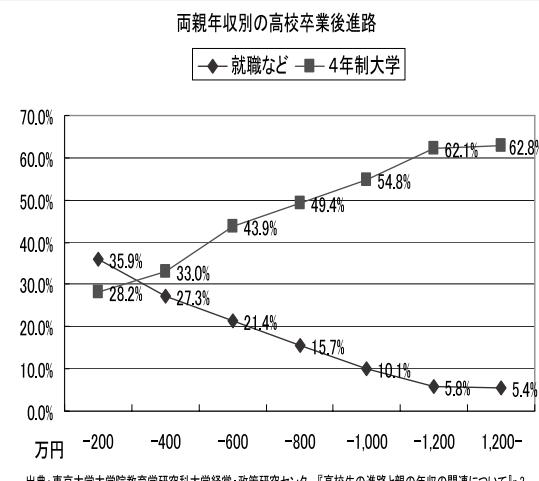
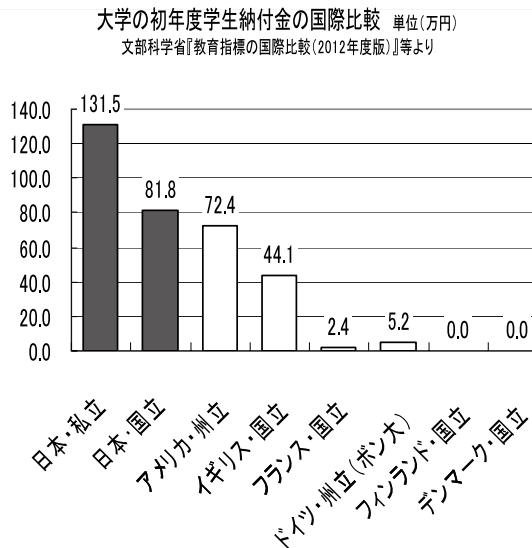
教育の機会不平等を生み出す高学費



90年以降大学進学率は一直して上昇。一方90年代まで学費が上がっても、奨学金受給率は2割台。選択制有利子奨学金の登場とともに受給者が拡大する。2008年のリーマンショック以降、受給率は5割以上に。

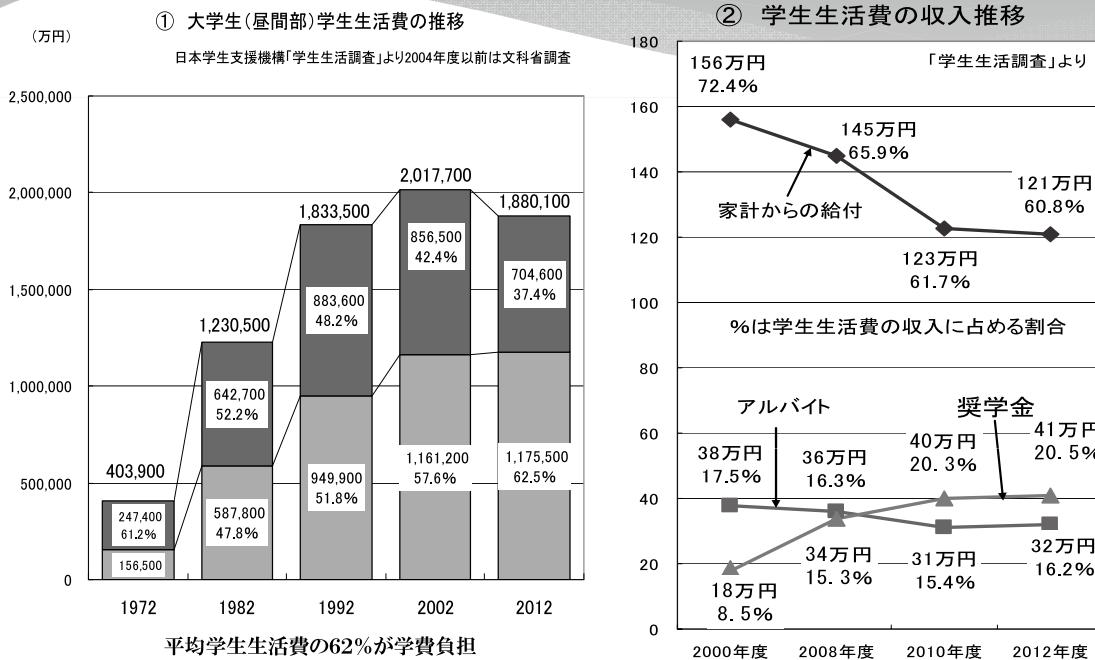
出典：文部科学省「学校基本調査」
大学初年度納付金（入学金+授業料）
国立 1970年 16,000円
→2010年 817,800円
私立 1970年 175,090円
→2010年 1,315,600円

教育の機会不平等を生み出す高学費



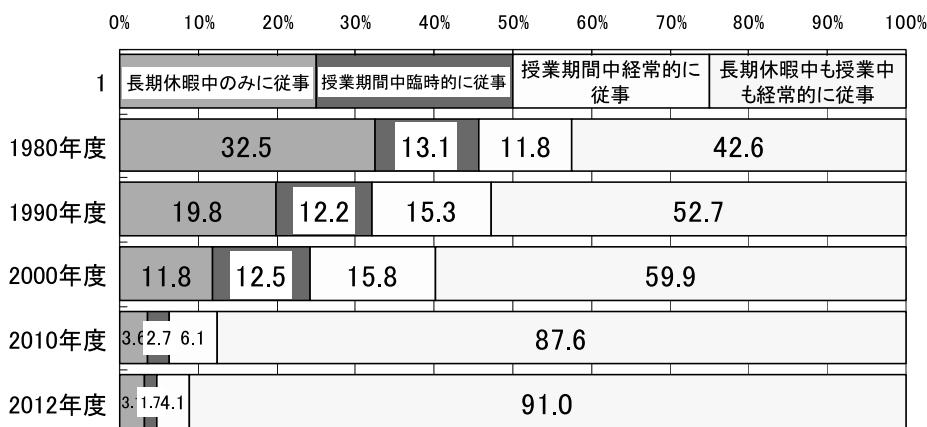
出典：東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路と親の年収の関連について」p.3

大学生の生活費の減少

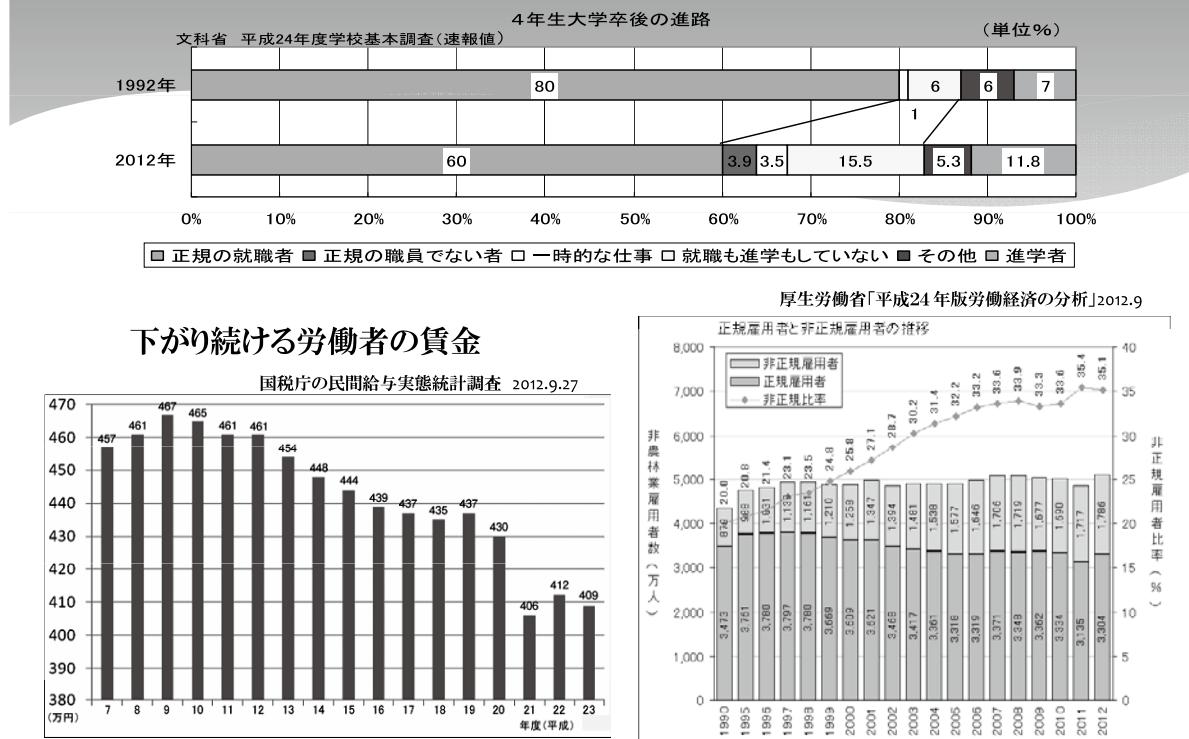


アルバイトに追われる大学生

④ アルバイト従事期間の推移

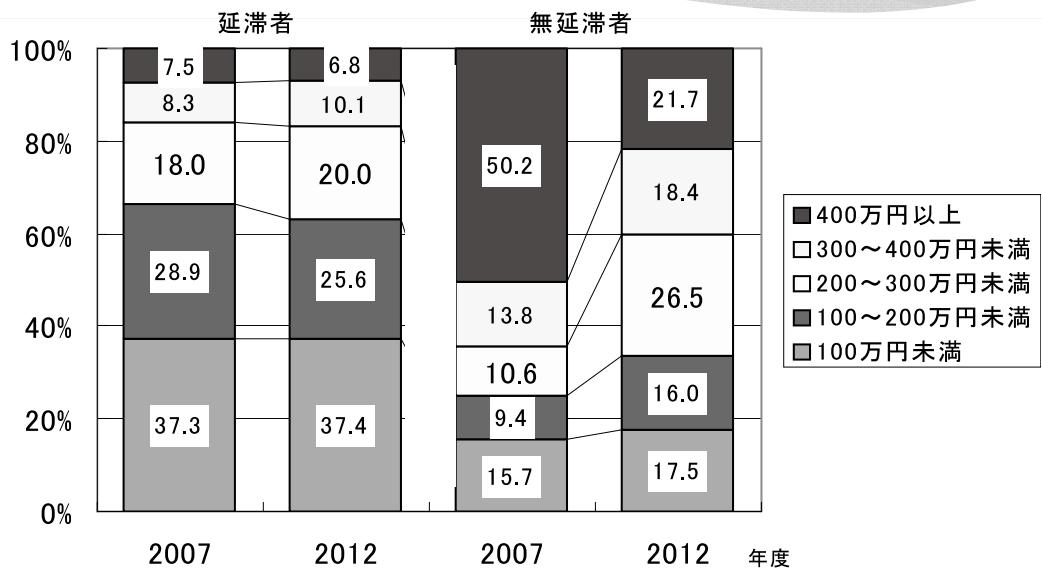


貸与奨学金の前提を崩す低賃金・不安定雇用



延滞者の8割以上が年収300万円以下

⑤ 奨学金利用者の年収推移



重くのし掛かる延滞金の負担

● 延滞金賦課率

2014年3月まで 年10%

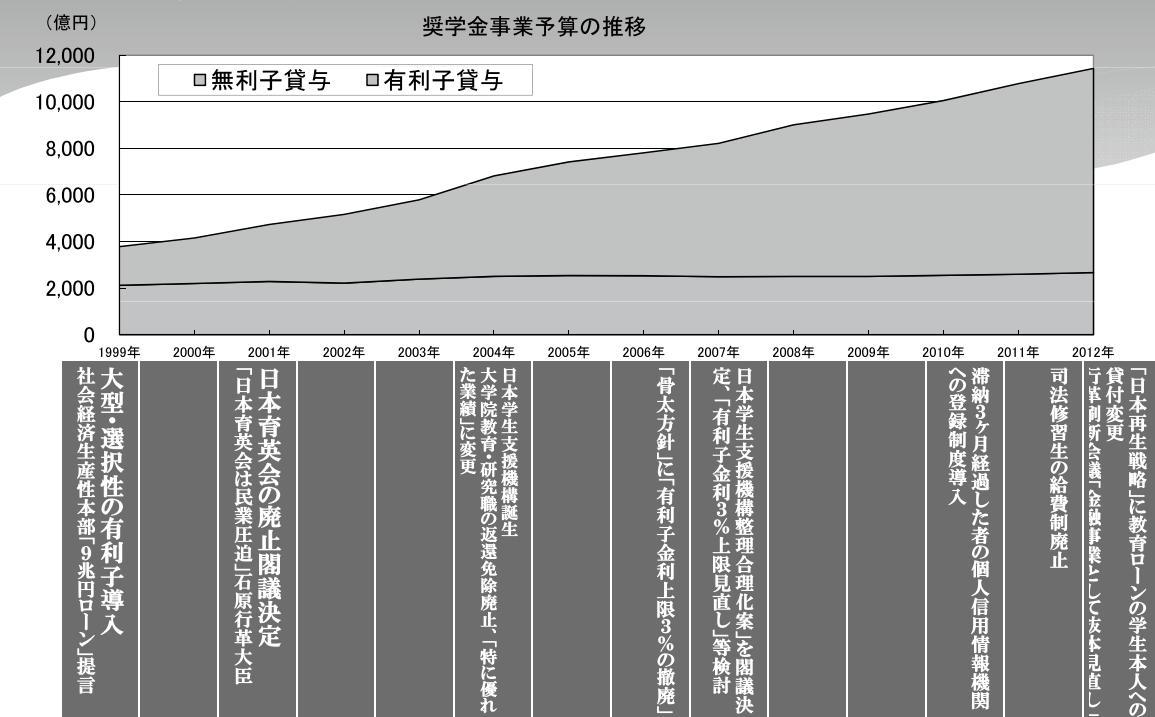
2014年4月延滞分から 年5% → 依然大きな負担。

● 返還金の充当順位

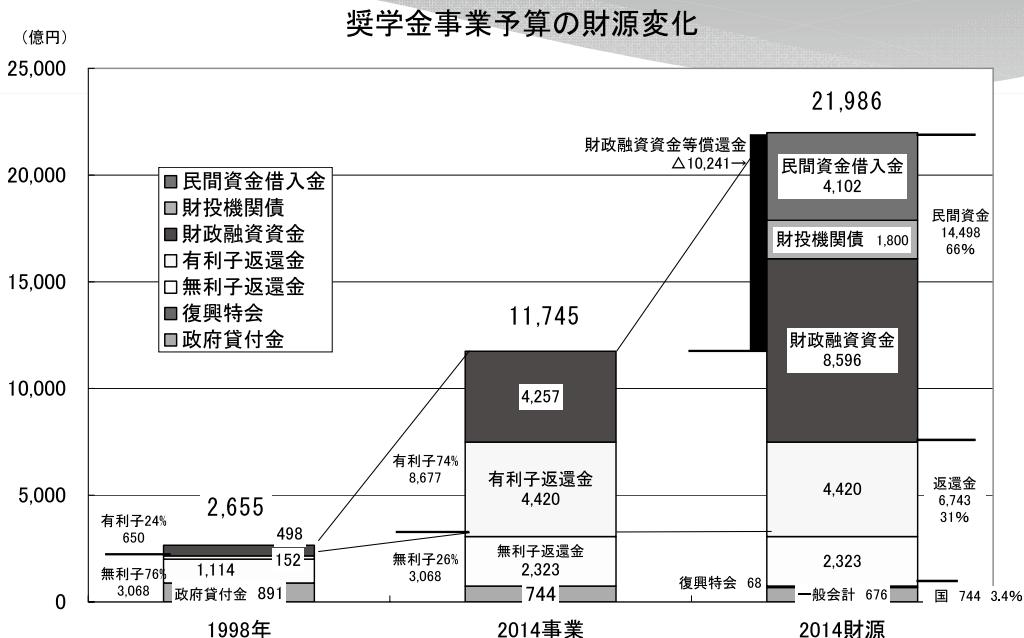
延滞金 > 利息 > 元金 → 返しても返しても減らない。

※ 奨学金は返済能力が分からぬ状態で貸すもの
→ ペナルティーとしての延滞金を課す正当性がない。

「受益者負担」の奨学金ローン化



奨学金事業予算の財源変化



金融事業としての回収強化策

2004年日本育英会廃止、奨学金は「金融事業」に、金融的手法の導入すすむ。

中期目標「2007年度末の延滞額を2011年度までに半減、前年度比15%以上削減」

延滞3ヶ月→延滞者情報を個人信用情報機関に登録、登録者2012年5月末12,281名

延滞4ヶ月→初期延滞債権の回収をサービスに委託 2010年度件数87,838件

延滞9ヶ月→法的措置の早期化 支払督促申立件数2000年338件→2011年10,005件

出典：日本学生支援機構 平成25年度事業報告書ほか

年度	3ヶ月以上延滞者情報個人信用情報機関への登録件数				
	2010	2011	2012	2013	計
件数	4,469	5,899	9,871	13,047	33,286

区分	支払督促申立予告	支払督促申立	仮宣申立	強制執行予告	強制執行申立	強制執行
2006年度	10,498	1,181	426	23		
2007年度	35,165	2,857	785	23	1	1
2008年度	29,075	2,173	867	853	19	13
2009年度	28,175	7,713	2,061	1,436	123	28
2010年度	5,827	7,390	2,686	2,133	269	85
2011年度	12,426	10,005	2,754	3,683	355	135
2012年度	13,965	9,585	2,459	3,147	457	326
2013年度	15,575	9,043	2,553	4,069	546	291
計	150,706	49,947	14,591	15,367	1,770	879

重い保証人の負担

- 将来の仕事や収入が分からぬで借りる
- 収入が限られた家庭の学生が借りる
- 借入額が大きい
- 返済期間が長期にわたる
- 保証人への請求があるのは高齢になってから危険！
 - ← 極めて大きなリスク
 - ← 保証人への影響をおそれて自己破産もできない
 - ← 保証人への救済制度が基本的ない
 - * 子どもの学費は親が負担するとの考えが背景に？

返還制度とその課題

貸与型奨学金と他の借金→違うのは？

返済能力(将来の仕事や収入)が分からぬときに借りる
 → 誰でも返済困難になる危険
 → その危険は、飛躍的に高まっている

必要なのは
 * 無理のない柔軟な返済制度
 * 返済困難にある人の救済制度

2014年4月 返還に関する制度変更

- 延滞金の賦課率の引き下げ
年10%→年5%（2014年4月発生分から）
- 返還期限猶予制度の適用年数の延長
通算5年→通算10年
- 減額返還・返還期限の猶予の基準の緩和
 - 経済困難の基準：給与所得者は年収300万円以下、それ以外は年間所得200万円以下。
特別な支出を控除。
 - ①被扶養者1人につき38万円控除
 - ②減額返還適用者は一律25万円控除
- 延滞者への返還期限猶予の適用
 - 経済困難の基準：給与所得者は年収200万円以下、それ以外は年間所得130万円以下。
- 減額返還制度の申し込みに係る提出書類の簡素化

一歩前進！ 現場に目を向けると…

返還期限の猶予

● 返還期限の猶予とは

災害、傷病、経済的困難、生活保護受給中、在学中など、一定の返済困難な理由がある場合に、1年ごとに返還を猶予する制度。

経済困難の目安

給与所得者 年収(税込)300万円以下

その他 年間所得(必要経費等控除)200万円以下
所得控除あり

返還期限の猶予 何が問題か？

●利用期間の制限(経済的困難)

5年→10年

その後どうする？

返還期限の猶予 何が問題か？

●証明手段：役所の所得証明 通常は過去5年までしか取得できない

- (例) 現在～5年前 : 所得証明取得
→経済的困難の証明可
- 6年～10年前 : 所得証明取得不可
→経済的困難の証明不可
→この期間の猶予の適用なし 延滞が残る

そうすると…

**6年～10年前の延滞分を全て支払わないと、
全部の期間で猶予不可**

(注)従来、規則では、「事情経過書」も証明手段として認めていた。
それも無理な場合には、担当課の認定でよかつた。
→現在は、「機構が必要と認める資料」となっている

返還期限の猶予 何が問題か？

● 延滞据え置き型の猶予

2014年4月から導入

だけど…

経済的困難の目安

通常の猶予の基準

年収300万円以下(年間所得200万円以下)

延滞据え置き型

年収200万円以下(年間所得130万円以下)

→この違いは？

返還期限の猶予 何が問題か？

● Aさんのケース

- ・40代男性

- ・年収30万円

- ・親族から食料の援助 暖房は電気毛布1枚

- ・神経的な病気で入院

2011年に機構から請求→一部時効の主張

2014年1月 裁判所から支払督促

延滞金含め300万円超の請求

返還期限の猶予 何が問題か？

●Aさんの訴訟の経過

Aさんの対応

2014年11月 延滞据え置き型の猶予を知り、申請。

機構の対応

2014年4月に遡って 規則を変更！！！

←Aさんが猶予申請した1か月後の2014年12月

- 法的手続に入った事案、時効を主張された事案などは、延滞据え置き型の猶予が使えなくなりました

そんなことが許されるのか？

→機構の説明

規則には、猶予「できる」、免除「できる」と書いてある。

どういう場合に猶予するか、免除するかは、**すべて機構の裁量**です。

減額返還制度 何が問題か？

●減額返還制度とは

一定の要件に合致する場合、1回あたりの割賦金を2分の1に減額して、返還期間を延長する制度

●何が問題か

- 適用期間は最長10年
- 延滞があると使えない

延滞金減免 何が問題か？

● 延滞金減免制度とは

一定の事由がある場合に延滞金を減額または免除する制度

● 何が問題か

要件が厳しすぎる

(例)本人からの返還が困難にある場合で、連帯保証人又は第三者が最終の割賦金の返済期日の5年以上前までに返済未済額の全部を一時に返還するとき

その他

* 従前は、
延滞金の停止、元金支払後の延滞金減免を柔軟に認めていたはず

返還免除 何が問題か？

● 返還免除制度とは

精神、身体の障害で労働能力を喪失したり、労働能力に高度の制限を有する場合など、一定の事由がある場合に、返還の全部または一部を免除する制度

● 何が問題か

- ・猶予を何年か繰り返した後でなければ、免除を申請させないという運用が、事実上、なされている。
←症状固定または回復の見込みがないことが要件、と説明される
- ・延滞があると利用できない。
- ・一部免除を受けた場合、同じ病名では残額の猶予が受けられない
という運用がなされている

恣意的な運用

● 繰り上げ一括請求の問題点

(法施行令5条4項)

繰り上げ一括請求できるのは

「支払い能力があるにもかかわらず、割賦金の返還を著しく怠ったと認められるとき」。

←しかし、実際は、明らかに支払能力がない場合にも、繰り上げ一括請求をしている。

(機構の説明)

「連絡もなく、救済制度の適用も求めない者は、支払能力があるものと認めざるを得ない」

←参考：延滞金収益は「経常収益」

※ 延滞者への救済制度の利用制限も同様の問題有り。

私たちの提言

私たちの提言①

- 高等教育の無償化に向けた具体的な取組み
⇒まずは、高騰した学費の大幅な引き下げから
- 給付型奨学金の早急な導入と拡充
⇒奨学金は給付型を原則とすること
- 貸与型奨学金を無利子に
⇒財源を市場から公共へ

国際人権規約A規約(抜粋)

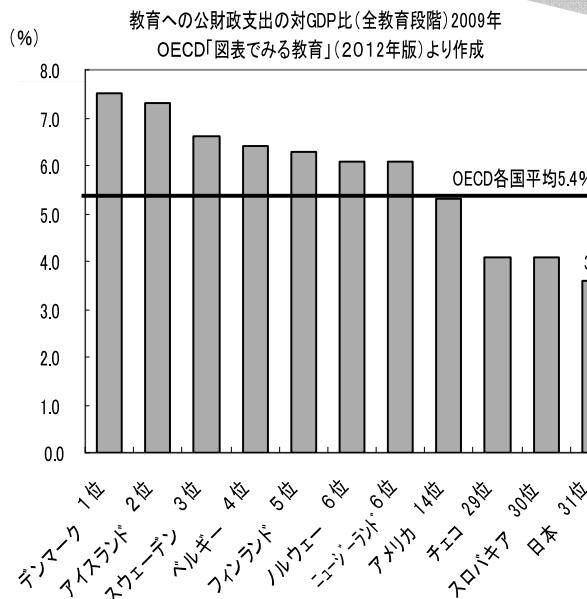
第13条（教育についての権利）

- 2 この規約の締結国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。
- (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。

「漸進的実現」の語は、規約上の権利の全面的実現を可能なかぎり迅速かつ効果的に達成する義務を課すものであることを、締約国が想起するよう求める。

（国連社会権規約委員会第3回審査「総括所見・勧告」の抜粋 5/17国連HPより）

中等・高等教育無償化のための計画的な予算増額を

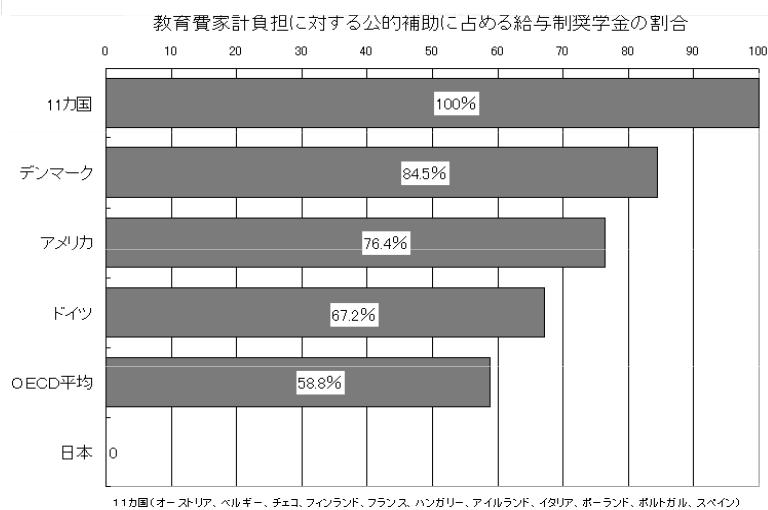


「進路指導研究会(主催;ライセンスアカデミー)」2009.12

図表2 進学断念者の主な理由
として該当する項目(複数回答)



「教育は無償」「市場から公共」が世界の流れ



OECD加盟国中、大学授業料が有料で給付制奨学生がないのは、日本だけ。

奨学生世界事情 給付からローン化進めた 国が給付へ再転換

■ アメリカ

1960年代～給付制拡大
1990年代～ローン拡大
(サリー・メイ民営化)
2010年 民間ローン廃止
政府ローンに一本化
給付制拡大

■ 韓国

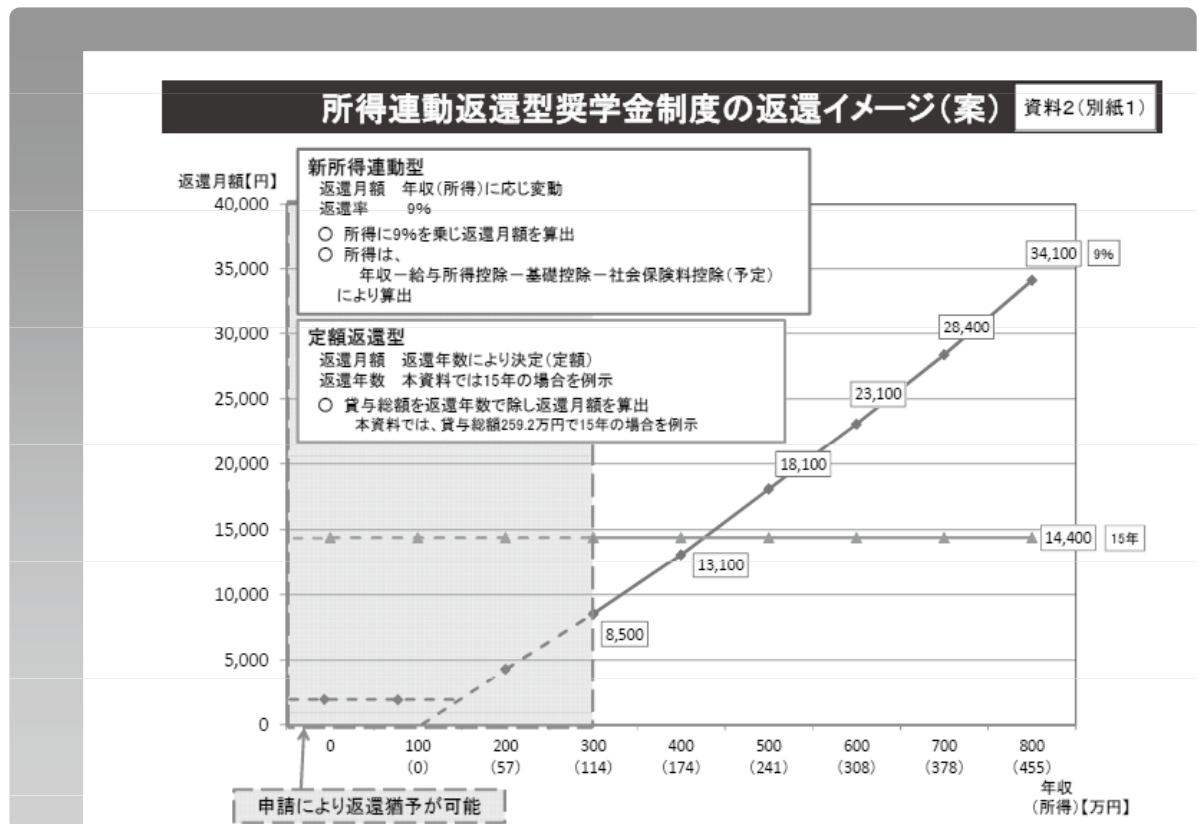
2006年までローン拡大
高利の取立てで自殺
などが社会問題化
2008年給付制導入

私たちの提言②

利用者負担の少ない

● 適切な所得連動型返済制度の創設

- ① 閾値を設定すること
- ② 返済終了期限の設定すること
- ③ 所得の算定、閾値、返済割合等は返済者の立場に立って
- ④ 返済期間中の利子負担を軽減すること
- ⑤ 所得の把握はマイナンバー制度を前提とせずに



有識者会議の議論

①無利子奨学金に先行導入

②最低年収0円から返還開始

所得が発生する年収(113万円)未満でも、毎月2,000~3,000円を支払わせる。

それ以上は、課税対象所得に返還率を乗じた額を返還させる。

③年収300万円以下は、猶予の申請が可能だが…

・猶予の申請可能年数は10年又は15年

・猶予は利用者の権利ではなく、機構の「裁量」

④返還率 9%~10%

⑤返還期間 返還完了まで又は死亡又は障害により返還不能となるまで

⑥扶養者の所得も考慮

⑦保証は原則として機関保証

→ いったい、誰のための制度か？

私たちの提言③

● **返済困難者の実情に合った救済制度と柔軟な対応**
←貸与型奨学金の必須の制度 機構の裁量ではないはず！

① 各種救済制度の充実

② 延滞金の負担の軽減⇒延滞金は廃止へ

③ 個々の返還困難者への柔軟な対応

④ 保証人の負担の軽減・保証料の負担の軽減⇒保証の廃止

⑤ 求償債権についての救済制度の充実

⑥ 制度の周知徹底は機構の責任で

受益者負担論を乗り越えよう

* 憲法第26条第1項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

* 教育基本法第4条

第1項

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

第3項

国および地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。

* 子どもの権利条約第28条第1項

締約国は、教育についての児童の権利を定めるものとし、この権利を漸進的かつ機会の平等を基礎として達成するため、特に

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

奨学金の返済に困ったら

- 救済制度の活用(返還期限の猶予など)
⇒困ったら、すぐに機構に連絡！
延滞が発生すると使いにくくなる。
- 時効制度の活用
⇒返済期限から10年で時效に！
- 自己破産の活用
⇒正しく理解！正しく活用！

時効制度の活用

- たとえば、約束の返済期限が2000年10月末日から2010年9月末日とすると⇒現時点では、2000年10月末日分から2005年6月末日分が時効にかかっている。

但し、これにはいろいろな例外がある。

※ 困ったら、法律家に相談！
お金がないときは、法テラスへ！

正しく知ろう 自己破産 ①

- 自己破産とは？

その人の収入と財産で、約束の借金の全部を支払うことができない状態(支払不能)にある場合に

生活に必要なものを除く財産をお金にかえて、貸主などに配当する、裁判所を利用した手続。

借金をしている人自身が申し立てる場合を自己破産という。

自己破産をして、免責許可の決定を得ると、税金など一定のものを除いて支払いをまぬがれる。

正しく知ろう 自己破産 ②

- 破産手続きで保有できる財産は?
(東京地方裁判所の場合)

- ① 99万円までの現金
 - ② 残高が20万円以下の預貯金
 - ③ 解約の際に返ってくるお金が20万円以下の保険
 - ④ 評価額が20万円以下の自動車
 - ⑤ 家財道具
 - ⑥ 差押えを禁止されている財産(年金など)
 - ⑦ 破産手続が始まる後の原因で得た財産(将来の給与など)
- など
- 退職金見込額の8分の1が20万円を超えるときは、その8分の1の額の積立てを求められる。

正しく知ろう 自己破産 ③

- 免責が許可されない場合(免責不許可事由)

(例)

- 浪費やギャンブルなどで多額の借金をした場合
 - カードで買った物を安く換金した場合
 - 返済能力について嘘をついて借り入れをした場合
 - 過去7年以内に破産手続をして免責を許可された場合
- その他

※ 免責不許可の事由がある場合でも、いろいろな事情を総合的に考慮して、裁判官は免責を許可することもできる。

正しく知ろう 自己破産 ④

● 自己破産による不利益

- 一定の財産がある人はそれを失う。
- 破産手続が始まると、一定の資格を、一定期間失う。
 (例) 生命保険の募集員、警備員、弁護士その他
 ⇒免責許可決定を受けて確定すると、制限はなくなる。
- 官報(政府が発行する刊行物)に、住所・氏名などが記載される。
 - ・戸籍謄本や住民票に記載されるのではないか？
 - ・選挙権がなくなるのではないか？
 - ・職場に知られるのではないか？
 - ・将来の給与がもらえなくなるのではないか？
 - ・一生、みじめな生活を送らなければならないのでは？
 ⇒これらはすべて誤り！

正しく知ろう 自己破産 ⑤

● 破産と保証人

破産・免責の効力は保証人には及ばない。
 ⇒保証人への請求は止まらない。
 保証人は保証人で対応する必要がある。

最後に！

「助けて！」と言える人になろう。

「耐える力」を「変える力」に！

資料

I. 労働運動・労働者自主福祉運動・ろうきん運動の関わり

1. 労働運動

労働運動の基本は経済活動・政治活動そして労働者自主福祉運動だといわれています。経済活動とは賃金・労働条件改善の取組み、政治活動とは命と暮らしを守るための要求・政治闘争のことをいいます。

2. 労働者自主福祉運動

労働者自主福祉運動とは、働く者の「安心・共生の福祉社会」に向けて取り組む「労働者による」「労働者のため」の運動であり、広義には企業の枠をはるかに越え、労働者の組織と資金で管理運営を行っている自主的な事業運動を指します。

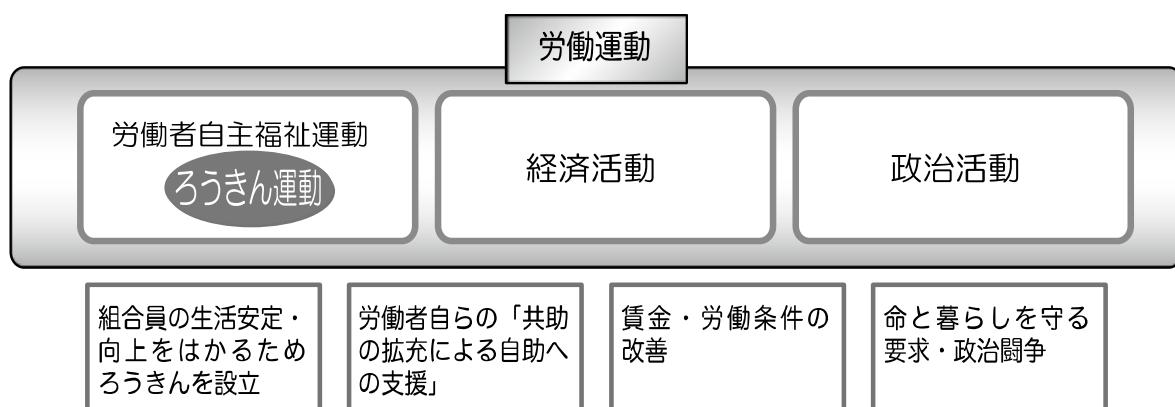
3. ろうきん運動

ろうきんの「設立趣意書」にもあるように、「労働組合の資金を集中し、労働組合相互の金融を促進すること」、「労働者相互の共済金融制度を普及・促進すること」で、組合員の生活安定・向上を図ることを目的に労働金庫は設立されました。この資金を結集する運動こそ、ろうきん運動の原点であり、自分たちのために作ったろうきんを発展させていくという思想が、現在のろうきん運動に継承されています。

4. 労働運動と労働者自主福祉運動、ろうきん運動の関わり

労働運動の1つの柱である「自主福祉運動」は労働者自らの「共助の拡充による自助への支援」の取組みであり、勤労者の共済金融制度の創立を求める運動の高まりがろうきんを設立し、ろうきん運動へ発展していくという流れができあがりました。

図 労働運動・労働者自主福祉運動（ろうきん運動）の関わり



Ⅱ. ろうきんの理念と基本方針

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

目的 ・・・ ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などの働く仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。

運営 ・・・ ろうきんは、営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは「労働金庫法」という法律にもとづき、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。

事業 ・・・ ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

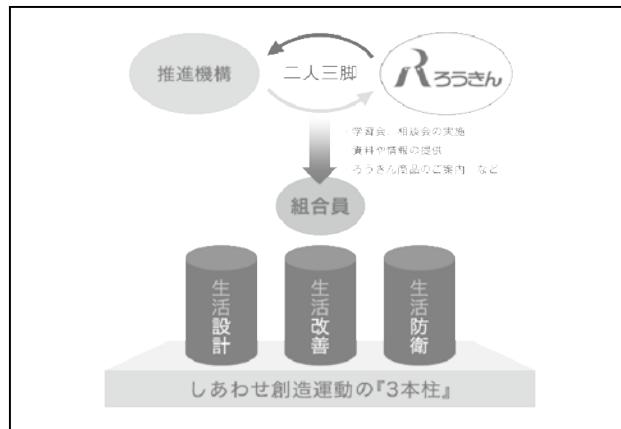


III. しあわせ創造運動と推進機構について

1. しあわせ創造運動

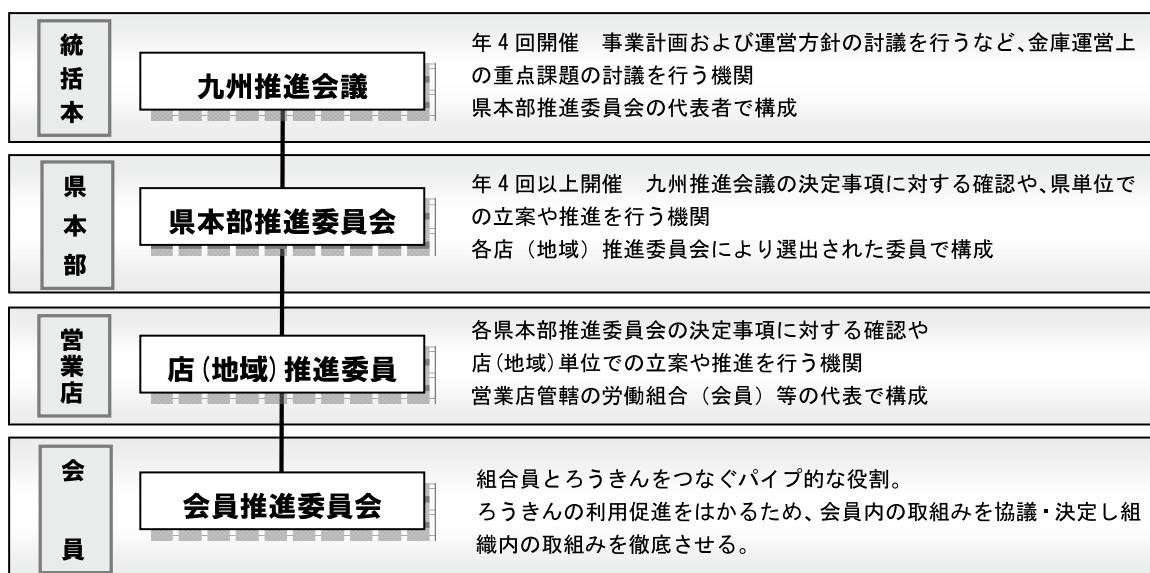
「しあわせ創造運動」は、推進機構とくろうきんの連携を一層密にしながら、働く仲間の生活を守り、改善する取り組みです。また、福祉金融機関としてのくろうきん運動の原点に立ち返り、働く仲間の絆を太く・強く育てながら、永続的に取り組む運動でもあります。

各営業店・地域でくろうきんを知つていただく活動を基本として、「生活設計」「生活改善」「生活防衛」を3本の柱とした運動を展開することにより、会員・構成員の生活向上を図り、より強固な信頼関係を構築することを目的としています。



2. 推進機構

労働金庫の運営で最も大きな影響を持つのが推進機構です。会員は自らの運動として「くろうきん運動」を推進するための「推進機構」を作り、くろうきん運動の発展を図ることに努めています。会員は「推進機構」を通し、組合員のために「くろうきん運動とくろうきんの発展」に貢献する様々な活動や施策を行っていただいている。



IV. 第5期中期経営計画について

第5期中期経営計画では、『～「きっと」「もっと」「ずっと」お役にたてる「ろうきん」～』を営業コンセプトに、地域社会やはたらく人たちのお役にたつ福祉金融機関であり続けるためのプランを構築し、お客さまに取引してよかったと感じていただくことを目標とします。また、お役にたつ「ろうきん」であり続けるために、安心・安全な金融機関として収益体质の改善を図り盤石な経営基盤を構築します。



全労済大分県本部

平成 28 年熊本県・大分県を震源とする地震への対応

2016年4月14日(木)に熊本県、4月16日(土)に大分県を震源とする地震が相次いで発生しました。

被害に対しましてお見舞い申しあげます。

全労済は、保障を提供し生活者に安心を届ける使命のもと、現在も地震の現場調査・損害額認定について継続して対応しています。

◆被災受付件数・現場調査件数

〈大分県本部〉

受付件数	対象外	書類審査	現場調査 必要件数	現場調査 完了件数	現場調査 残件数
1,526 件	91 件	184 件	1,251 件	1,226 件	25 件

<全 国>

受付件数	対象外	書類審査	現場調査 必要件数	現場調査 完了件数	現場調査 残件数
22,449 件	1,087 件	4,286 件	17,076 件	16,595 件	481 件

◆共済金のお支払い

<大分県本部>

支払件数	支払共済金・見舞金
2,460 件	4 億 2,385 万円

<全 国>

支払件数	支払共済金・見舞金
32,973 件	112 億 6,804 万円

※支払件数と支払共済金・見舞金は自然災害・火災・慶弔共済の合計

〔2016年8月1日時点〕

●お問い合わせ先

地震による損害があった場合は、自然災害共済・火災共済および慶弔共済(火災型)のご契約について保障対象となります。

お問い合わせ、ご連絡は以下までお願いします。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

- ①全労済住宅損害受付センター : 専用フリーダイヤル 0120-131-459
 ②全労済大分県本部 中部支所 : 大分市中央町4-2-5 電話 097-548-6031
 ③全労済大分県本部 北部支所中津店 : 中津市中殿町3-21-4 電話 0979-24-6031
 ④全労済大分県本部 北部支所日田店 : 日田市玉川町3-555-3 電話 0973-25-6031
 ⑤全労済大分県本部 南部支所 : 佐伯市城下東町1-9 電話 0972-23-6031

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

●共済金(見舞金)のお支払いについて

共済金のお支払いは、被害・損害の程度によって支払い額が決まります。

◆地震などのとき

<地震等共済金>

被害の程度		自然災害共済			
被害の程度	損傷の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	住宅の 損 壊 率	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円
大規模半壊・ 大規模半焼		50~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円
半壊・半焼		20~50%未満	15,000円	900万円	10,000円
一部壊・一部焼	損害額	100万円超	30,000円	180万円	2,000円
					120万円

<地震等特別共済金>

被害の程度		自然災害共済	
被害の程度	支払額	大型タイプ	
		支払額	標準タイプ
住宅の損害が20万円を超える 100万円以下の場合		1世帯あたり 4.5万円	1世帯あたり 3万円

※保障・制度の詳細については全労済大分県本部に確認ください。

～これから台風シーズンになります。お宅の保障点検をおすすめします！～

4416B002 ZENROSAI NEWS

掛金がお手頃な
「マンション専用プラン」を新設しました！

地震保障をさらに充実。
大規模半壊時の保障を手厚くしました！

※新自然災害共済における損害認定区分

3つの特約を新設。さらに
幅広い安心をご提供します！

・個人賠償責任共済・類焼損害保障特約・盗難保障特約

非営利だからできる保障がある。

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

手頃な掛金で、火災、地震、風水害、雪害など幅広くカバー

**全労済の
住まいいる共済**

新火災共済・新自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

全労済 大分県本部

(大分県労働者総合生活協同組合)

【受付時間】9:00~17:15 (土・日・祝日を除く)
〒870-0035 大分市中央町4-2-5 ソレイユ5F

フリーダイヤル 0120-714-315

詳しくは全労済大分県本部ホームページへ。 大分 6031 検索

<https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/oita>

大分県総合生協

大分県総合生協は「みんなが力を合わせて、お互いの暮らしを守り、より生活を豊かにしていくこと」を目的に生まれた生活協同組合です。住宅事業・旅行事業・賃貸事業や駐車場管理事業を中心に事業運営をおこなっています。

住宅事業は、「生協の住まい」として、「より快適な住まいをより安く」をモットーに県下全域に4,100戸の住宅を供給し、アーバンシリーズのマンション建設やサンシャインにじが丘・ゆめが丘・グリーンウッドかたしま台・藤の香通りを始めとする団地の開発・販売を進めています。

現在は、大分市大在地区において「あすみの丘」で注文住宅用地26区画および大分市政所では分譲住宅1戸を販売中です。

あわせて、生協の技術である自由設計（フォワード）などを活かし、県下全域で外部注文の受注をおこないます。

また、生協のリフォーム事業は、拡大傾向にあり皆様から認知され、信頼のおける工事と好評をいただいているます。

住宅事業では、皆様のニーズに応じた「ものづくり」をめざして事業をおこなっています。

旅行センターは、“旅（たび）”を通じて、旅行者の目的達成と満足度の向上をはかり、より良質で心のこもった旅行サービスの提供につとめることを基調としています。

営業係5名体制で県下各労働組合・協力団体の皆様へ旅行商品の企画提案、各種会議・研修会・団体旅行・周年行事などのお手伝いをさせていただいているます。

出張関係では、JR券1枚よりチケット配達し、組合員の皆様の利便性がはかれるよう対応しています。また、総合生協ホームページでは大分空港時刻表や、各種チケット申込用紙もダウンロード可能となっています。

今後も、労働組合・協力団体の皆様の少しでもお役に立てるような企画を提案いたしますので、ぜひご利用ください。

総合生協中央パーキングは、大分市中央町に位置し、全労済ソレイユでの会議や中央商店街・竹町商店街でのお買い物にも便利です。

大分中心部商店街の「共通駐車券（おさるのマーク）」の加盟駐車場になっています。

時間貸し駐車料金は、昼間（8:00～18:00）45分100円、夜間（18:00～8:00）60分100円で、昼間最大800円、夜間最大500円でご利用いただけます。

プリペイドカード（10,000円券を7,200円、5,000円券を4,200円）も販売しており、割安なため大変好評です。

また、「おおいたパーキングNavi」のアプリで、駐車場の空き情報もわかります。ぜひご利用ください。

大分県総合生協 新規分譲地情報



ひろがる、かなでる家族の未来
あすみの丘

建築条件付宅地 申込受付中!!

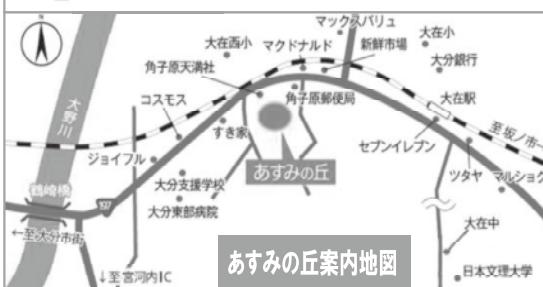
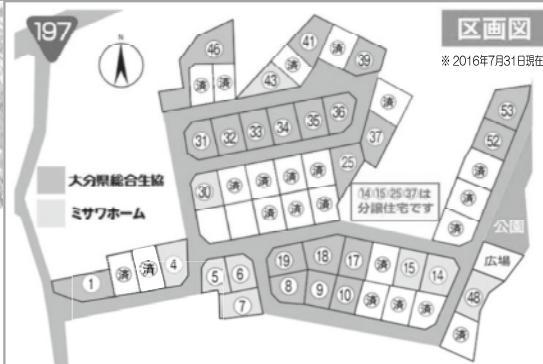
JR大在駅徒歩13分! 大在西小学校徒歩8分!
金融機関や病院、日常のお買い物など
徒歩圏内に便利な施設がたくさんあります!

「あすみの丘」情報についてはこちらから! ▶▶ [大分 あすみの丘](#) で 検索

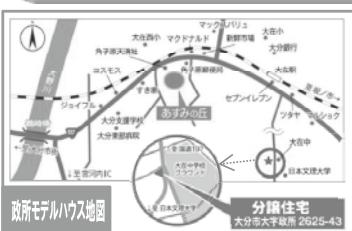
右記QRコードを読み取るとあすみの丘の現地案内図が表示されます。



【あすみの丘概要】
 ●所在地/大分市大字角子原字角子原272番6号 ●交通/大分バス「角子原」バス停徒歩約3分、JR大在駅徒歩約14分
 ●校舎区/大在西小学校、大在中学校 ●総区画数/53区画 ●区分面積/19区画 ●地目/半地 ●区画区分/都市計画区域内/市街化区域
 ●用途地域/第1種低層住居専用地域 ●容積率/100% ●開発行為許可番号/大分指令第1925号(平成27年5月26日)
 ●開発面積/16,720m² ●道路/6m・6m・8m ●設備/電気・九州電力、上下水道=大分市公共下水、下水道=大分市公共下水、ガス・個別プロパンガス
 ●工事完了予定期/2016年2月 ●販売価格/159.33m²~48.19坪(12,230,000円~231,560円・0.04坪)
 ●最多販売台数/900万台 ●その他付帯金/団地維持管理費100,000円、CATV加入金=21,600円、総合協賛料金=50,000円
 ●国土利用計画法/大分市および大分県知事より届出済み 大分市農業地図の制限がござります。
 ●建築条件付き宅地について/土地売買契約締結後、32ヶ月以内に大分県総合生協・ミサワホーム九州㈱と指定区画にて建築請負契約を締結する事を停止条件に販売します。この期間に建築請負事が成立しない場合、土地売買契約は無効となり、受領した金銭は全額無利害で返還いたします。



分譲モデルハウス【大分市政所】



●土地面積174.19m² (約52.69坪) ●延床面積109.96m² (約33.26坪) ●1階床積 61.79m² (約18.69坪) ●2階床積 48.17m² (約14.57坪)

販売価格 2,598.28万円

*上記は建築確認申請済みのため、販売済みの場合はご了承ください。

【住宅設備】

オール電化・エコキュート・エアコン1台(LDK)

EV車用コンセント・駐車場3台・屋根付バルコニー

リフォームのご案内

お客様にベストな住宅リフォームをご提供し、
住まいに快適と安心をお届けします。
浴室・内装・キッチン・外装塗装・パリアフリーなど
お気軽にご相談ください。

●キッチン ●床・室内 ●バスルーム ●トイレ ●エントランス ●外装・屋根 ●高齢者快適生活

介護保険リフォームも承ります。

まずはお気軽に
お問い合わせ下さい! リフォーム直通 TEL.097-574-5518



日 中 45分 100円
夜 間 60分 100円
8:00~18:00
18:00~8:00

日中最大800円でOK! 総合生協・中央パーキング
お申し込み・お問い合わせ 大分市中央町4丁目1-32
夜間最大500円でOK! TEL.097-532-1841

駐車場の満空情報をアプリで検索!



おおいた
Pなび
パーキング Navi

駐車場の空き情報があなたのケータイで。

お得な
プリペイドカード
販売中!

◆5,000円券を16%引きの 4,200円
◆10,000円券を28%引きの 7,200円

事業主・壳主 大分県知事免許(9)第1628号 大分県宅地建物取引業協会会員 九州不動産公正取引協議会会員

大分県総合生協
〒870-0035 大分市中央町4丁目1番32号

大分県総合生協 住宅

お問い合わせ 水曜日定休



0120-557-887

HPアドレス <http://housing.sogoseikyo.jp/>



新規ご組合員にご加入の方へ(出資金について)
総合生協は消費生協組合規約に基づき、並行料で事業を営む
生協同組合です。
総合生協は組合員の参加により運営されており、出資金をお支払い
いただければはなべて組合員となりご利用いただけます。
新規ご組合員にご加入される場合は組合生協会員登録のために、利用事務に
おいて出資(100円以上)をお願いしています。
(出資金は1口100円で最低10口以上の出資が必要です)

大分県総合生協 旅行センター ご利用ガイド

◇大分県総合生協とは・・・◇

「皆が力を合わせてお互いの暮らしを守りより豊かにしていくこと」を目的に生まれた生活協同組合です。
創立以来、消費生活協同組合法に基づき営利を目的とせず運営され、旅行・住宅・共済の事業を通じて、
大分県民の豊かな暮らしを応援しています。

★組合・協力団体の皆様へ★ 各地区の営業担当者がチケット配達・団体旅行の打ち合わせにお伺いします！



大分・佐伯地区

古本直也

090-5083-9830



大分・県北・臼杵地区

宿利洋介

090-5386-6574



大分・別速杵・国東地区

大塚裕也

080-1721-0676



大分・豊肥地区

前川卓也

090-4770-1763



大分・久大地区

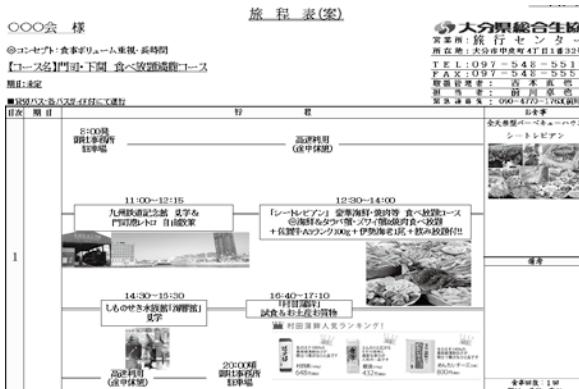
上野多聞（たもん）

090-7169-9518

◎団体旅行（8名以上）

貸切バス、航空券、宿泊、観光地、食事会場、会議室等、団体旅行に関わる全ての手配を一括で承ります!!
ご希望の方面があれば、人気のコースを当生協よりご提案させて頂く事も可能です。
ご精算も、旅行終了後に全てまとめてご精算となりますので、旅行幹事様のご負担を軽減させて頂けます！

【旅程表イメージ】



【団体旅行ご相談の流れ】

- ①電話・FAXにてご希望日時、方面、人数等のヒアリング
- ②旅程表案・御見積書をFAXにてご回答
- ③直接ご訪問にてお打合せ
- ④旅程内容最終決定後、チケットや施設確認書等の配達
- ⑤チケットを旅行へご出発
- ⑥帰着後約2週間でご請求書発行、1ヶ月以内のご入金にて完了

【当生協ご利用の団体旅行例】

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| ・組合レクレーション | ・職場旅行 | ・市役所地域の会 |
| ・大会関係 | ・スポーツ団体 | ・消防団ご宴会 |
| ・忘年会（協定旅館多数有） | ・視察旅行 | ・子ども会バスレク |
| ・消防署大会関連 | ・組合旗開き | ・退職者会、等 |

☆空き状況の確認やその他お問い合わせは電話でも承ります☆

☎ 097-548-5515（総合生協旅行センター受付まで）

☆営業担当が大分県内各地区お伺いさせて頂きます☆
まずは組合書記局、または総合生協旅行センターへ直接ご相談願います♪

大分県労働者総合生活協同組合
大分県総合生協
旅行センター

お問い合わせ先
☎ 097-548-5515
📠 097-548-5551

営業時間
月曜日～金曜日 9:00～17:15

定休日 土・日・祝日

大分県総合生協

大分県総合生協 旅行センター ご利用ガイド

◎個人旅行・ご出張

お得な航空券宿泊パックをはじめ、JTB・JAL・ANA・近ツーの様々な商品をお取扱いしております。
ご家族でのディズニー旅行お見積・仮押さえや、少人数でのグループ旅行のご手配も可能です！
また、早割航空券・宿泊単品などのご手配も可能ですので、是非お問い合わせくださいませ！



【個人旅行ご注文の流れ】

- ①専用申込用紙に分かれる範囲でご記入いただき、当生協へFAX送信（申込用紙はHPよりダウンロード可）
(記入事項：名前、年齢、電話番号、出発日、発着地、目的地、便名、発着時間など)
↓

②当生協より空き状況を確認した上、FAXにて金額・便・宿泊先・キャンセル料発生日等をご返答
↓

③当生協よりFAX内容の電話確認、配達先の確認
↓

④営業担当より各地区チケットのお届け（組合書記局へお渡し、または郵送させて頂く場合もございます）
☞ご精算は基本後日お振込、またはチケット配達時にご集金となります。【領収書発行可能】

【お申込書 ※別紙添付】

FAX 097-548-5551

☆空き状況の確認やその他お問い合わせは電話でも承ります☆
097-548-5515（総合生協旅行センター受付まで）

☆営業担当が大分県内各地区配達にお伺い致します☆
まずは総合生協旅行センターへFAXお待ちしております♪



大分県労働者総合生活協同組合 大分県総合生協 旅行センター

お問い合わせ先

 097-548-5515
 097-548-5551

營業時間

月曜日～金曜日 9:00～17:15

定休日 土・日・祝日

検索

Digitized by srujanika@gmail.com

大分県生活協同組合連合会の取り組み ～地域とともに協同の輪を～

大分県生協連は各生協がとりくんでいる組合員のくらしに貢献し、生協への信頼を高めていく活動を応援し、地域にとって、大分県にとってなくてはならない生協を会員生協と一緒につくりあげていきます。
また全国の生協と協同し、各協同組合組織と提携しながら運動をすすめます。



環境

地球を守る
リサイクル活動

食と健康

産直事業、食の安全

消費者 ネットワーク

弁護士、司法書士
有職者・消費生活相談員、
地域の消費者団体と
と一緒に

平和・ ユニセフ

ピースリレー、
ピースフェスティバル、
ユニセフ活動

「人間らしい豊かなくらし」を
求めて、組合員の参加で
多彩なとりくみを展開し、
住みよい地域づくりのために
活動しています。

福祉・医療

診療所
デイサービスセンター

災害協定

自治体の皆さんと

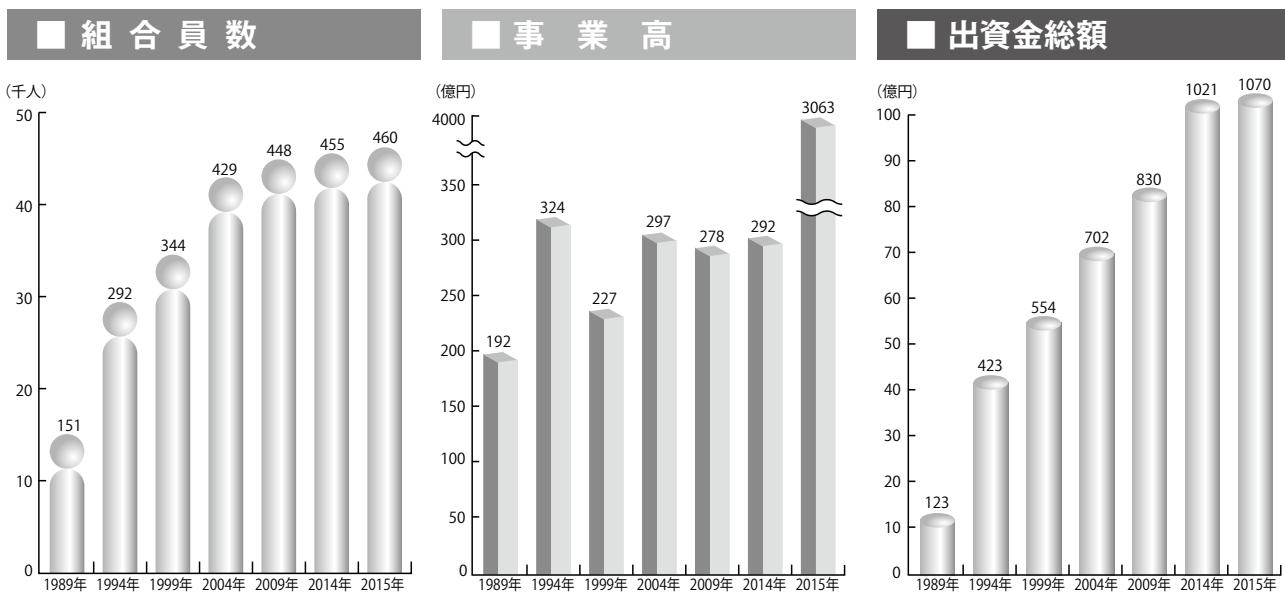
提携

県内の協同組合と
と一緒に



会員生協の年度別組織規模推移

年 度	1989年	1994年	1999年	2004年	2009年	2014年	2015年
組合員数(人)	151,373	292,360	344,371	429,479	448,374	455,140	460,271
事業高(万円)	1,962,117	3,241,500	2,278,928	2,974,594	2,781,791	29,239,846	30,632,396
出資金(万円)	123,204	423,150	554,452	702,430	830,067	10,209,470	10,704,134



県生協連会員の状況（2015年度）

生協名	組合員(人)		事業高(千円)		出資金(千円)	
	実数	前年比(%)	実数	前年比(%)	実数	前年比(%)
生協コープ大分	153,457	102.6	18,783,853	107.7	5,007,868	104.4
日田市民生協	17,391	101.4	1,457,097	95.1	41,943	100.2
グリーンコープ生協おおいた	28,804	106.5	3,854,088	102.3	2,138,795	105.0
(地域生協 計)	199,652	103.0	24,095,038	105.6	7,188,606	104.5
大分県学校生協	11,527	99.6	575,682	117.9	232,732	99.8
大分県高校生協	4,026	98.2	16,244	49.3	41,773	96.8
大分大学生協	6,096	98.9	858,147	104.6	94,794	99.0
大分県職員消費生協	5,986	101.0	138,004	91.9	47,817	98.4
自治労信用販売生協	11,700	100.1	201,282	96.5	95,239	100.6
大分県総合生協	135,942	98.8	810,460	104.0	1,816,816	104.7
(職域生協 計)	175,277	99.0	2,599,819	106.4	2,329,171	104.1
大分県勤労者医療生協	55,187	100.7	932,493	103.3	110,323	100.4
大分県医療生協	26,704	101.2	2,955,699	100.8	1,057,956	110.3
大分県福祉生協	3,451	103.8	49,347	42.1	18,078	99.7
(医療・福祉生協 計)	85,342	100.9	3,937,539	99.6	1,186,357	109.1
合計	460,271	101.1	30,632,396	104.8	10,704,134	104.9

NPO法人 大分県消費者問題ネットワーク

全国的には2007年から施行された消費者団体訴訟制度では、2014年12月に九州で3番目の適格消費者団体としてNPO法人消費者支援ネットくまもとが、2016年2月23日に4番目の佐賀消費者フォーラムが内閣総理大臣の認定を受け、岡山県でも認定されて、全国で14の団体が活動を展開しております。九州でも、鹿児島県と沖縄県でもその準備が進められ、長崎県や宮崎県でも適格消費者団体を目指すNPO法人の設立が行われようとしています。

大分県消費者問題ネットワークでも適格消費者団体として、消費者被害の未然防止や事業者の不当行為に対する是正のため事業者への改善申し出など活動を行ってきましたが、引き続き活動の重要性を認識して、2016年度の活動を展開して行きます。

また、差止請求に加えて、2013年12月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が制定され、2016年度より被害回復を請求できる制度が新たにスタートします。消費者庁の「特定適格消費者団体の認定、監督に関する指針」による団体として大分県消費者問題ネットワークが対応できるのか、極めて重要な年となります。

そのためにも必要な事項を整備していくことが大切であり、そうした事を進めながら本来の果たす役割が十分に發揮できるよう努めて行きます。

2016年度活動計画

2016年度は、発足から10年目となり節目の年となります。これまでの活動を総括しながら、新たな目標に向かった活動の強化をはかることで適格消費者団体としての役割を果たして行かねばなりません。

そのために必要な条件整備のための体制づくりや、整備、さらなる活動の強化を行いたい。

1. 集団的消費者被害回復に係る制度の活用できるような団体となるべく、財政基盤の強化を計ります。
 - (1) 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の具体化をふまえて、被害救済業務体制の検討をすすめ、同業務に必要となる費用や予定される収入の見通しを持ちつつ、必要な財政基盤の強化を行うために、委託業務の受託の拡大や新規会員の拡大に努めます。
 - (2) 被害回復業務に関する業務規程の準備を含め、特定適格消費者団体の認定要件を満たす取り組みをすすめます。
2. 消費者被害未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進します。
 - (1) 検討員会を充実させ、事案別に検討事項を拡大し、訴訟提起や裁判外申し入れを行います。
 - (2) 大分県・市町村の相談活動への協力、支援に努め、連携して情報の交換や未然防止や啓発活動に努めます。

大分県勤労者医療生協

勤労者医療生協のご案内

勤労者医療生協は、協同互助の精神に基づき、組合員の生命と健康を守り、保健衛生・生活文化の改善・向上を図ることを目的とし、医療に関する事業、高齢者・障害者等の福祉に関する事業を推進して、平和と暮らし・命と健康を守る知識の向上に努めています。

大分県勤労者医療生活協同組合 (2016年3月31日現在)

大分市宮崎953-1

☎ 097-568-2299

【組合員数】 55,187名

【出資金】 110,323,000円

大分協和病院

大分市宮崎953-1

☎ 097-568-2333

【診療科目】 内科・呼吸器科・神経内科・リハビリテーション科

心療内科・循環器科・放射線科

【専門外来】 水曜日(午後)：頭痛・めまい・もの忘れ外来

木曜日(午後)：循環器科

金曜日(午後)：心療内科

土曜日(午前)：心療内科

(午後)：心療内科＝新患のみ・要予約

【入院】 40床(一般病床)

佐伯診療所

佐伯市中の島1-14-21 ☎ 0972-23-2212

【診療科目】 内科・呼吸器科・心療内科・リハビリテーション科

【専門外来】 木曜日(午後)：心療内科

金曜日(午前)：心療内科＝要完全予約

訪問看護ステーションきょうわ

大分市宮崎953-1

☎ 097-568-3371

【営業日】 月曜日～土曜日

【適用保険】 医療保険・介護保険・労災保険

ヘルパーステーションきょうわ

大分市宮崎953-1

☎ 097-503-8300

【営業日】 月曜日～日曜日

【適用保険】 介護保険・障害者総合支援

介護支援室きょうわ

大分市宮崎953-1

☎ 097-569-8701

【営業日】 月曜日～土曜日

介護保険のプラン作成や相談活動を行っています。

一般社団法人 大分県労働福祉会館

少人数から最大 285 名まで収容可能な会議室が 14 室(洋室 10 室・和室 4 室)あり、会議・研修・宴会・会食・パーティー・記念式典・披露宴などさまざまなイベントにご利用いただけます。

<会場のご案内>

	会場名	様式	定員 (会議)	定員 (宴会)	坪
7 階	カトレア(全)	洋	285	200	128
	カトレア A	洋	135	90	68
	アイリス	洋	120	60	60
6 階	ローズ	洋・和	30	30	14
	つばき(全)	洋	72	-	42
	つばき	洋	42	-	22
3 階	さざんか	洋	42	-	20
	久住(全)	和	48	48	18
	久住	和	30	30	12
2 階	由布	和	12	12	6
	牡丹	洋	108	60	44
	水仙	洋	63	30	28
2 階	百合	洋	63	30	28
	ポピー(全)	洋	24	24	10
	ポピー	洋	12	12	5
2 階	パンジー	洋	12	12	5
	鶴見(全)	和	24	24	10
	鶴見	和	12	12	5
	高崎	和	12	12	5

※会議での軽食(弁当・サンドイッチ・コーヒー)や会議を彩る生花のご注文を承っております。

<忘・新年会のご案内>

期間 : 2016 年 11 月 1 日～2017 年 1 月 31 日

<12 月 30 日～1 月 3 日は除く>

特典 : ソレイユ利用券を抽選で進呈

※会議・宴会でご利用いただけます。

【アイリス】※口の字型



【カトレア A】※宴会(卓盛形式)



飲食内容(別途サービス料 10%かかります。)

■会席 3,240 円～

■鍋コース 3,240 円～

■卓盛・中央盛 3,240 円～

■飲み放題 2,160 円

お問合せ…一般社団法人 大分県労働福祉会館
(全労済ソレイユ管理・運営)

TEL : 097-533-1121

FAX : 097-533-2130

URL : <http://www.soleil.jp>



「お彼岸フェア」を開催します！

やすらぎ霊園では、9月17日から「秋のお彼岸フェア」を開催いたします。

新しい形の「花壇墓」をはじめ、花木や芝生に囲まれた「樹木墓」や「芝生墓」、好きなデザインでつくる「自由墓」など、皆さまの声に応えられるいくつものお墓が出そろいました。すでに建立しているお墓もありますので、すぐに納骨や改葬ができます。

どうぞ、お彼岸の一日、ご家族おそろいで緑と花に囲まれたやすらぎ霊園へお越しください。

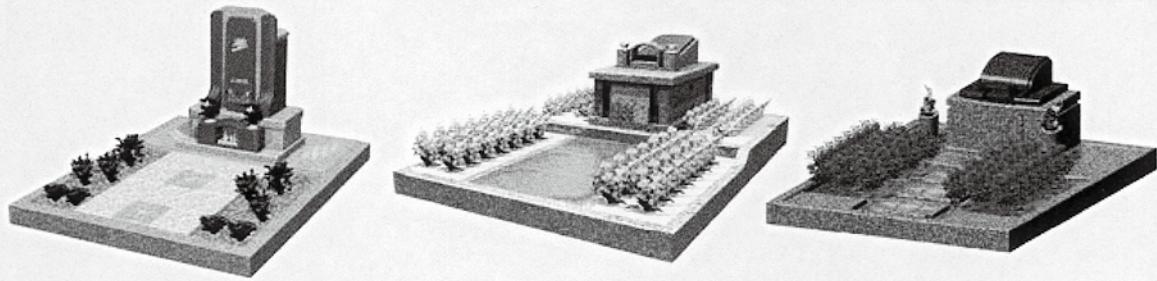
期 間 9月17日土～25日日 の9日間

内 容 使用期限付き「花壇墓」・「規格墓」のフェア特価販売 新登場
展示「芝生墓」・「規格墓」のフェア特価販売

特 典 来場された方には花苗などを、申し込まれた方には記念品をそれぞれプレゼント

県下ではじめての使用期限付き「花壇墓」・「規格墓」誕生

「花壇墓」とは、名前のとおり花壇に囲まれて眠る全く新しい形のお墓です。10年から30年の使用期限付き契約には、撤去費など全ての費用が含まれていますから安心して供養することができます。また、従来の和型にも使用期限付き「規格墓」が誕生しました。「お彼岸フェア」では、指定店が自信を持ってお奨めする「花壇墓」と、「規格墓」が並びます。眠る人と見守る人をつなぐ新しい形の「お墓」をぜひ、現地でお確かめください。



時代の変化とともに、「故人を弔う形」も少しずつ変わってきました。お墓の形も簡素化したものへ移り、お墓を「守る」ことに、より心を置かれる方も増えてきました。それでも、故人を供養し、故人と見守る方々とのつながりを大切にする想いは、これからも決して変わることはないでしょう。

「お墓」は、生きていく私たちの「心」の拠りどころでもあると思います。

やすらぎ霊園でお待ちしています。

「やすらぎ霊園」役職員一同



「やすらぎ霊園」は、働く仲間が創った総合生協グループの一員です

販売主



公益財団法人

やすらぎ霊園

TEL.097-598-0100

FAX.097-598-0101

大分市大字竹中字上長谷613-1 [大分市葬祭場入口より2分] 詳しくは [やすらぎ霊園](#) [検索](#)

大分コープ商事株式会社

管理マンション



アーバン田室176戸



アーバン鶴見40戸



アーバン明治157戸



グランアーバン西の台115戸

メンテナンス(4マンション・全労済ソレイユ)

住宅付属機器販売(換気扇・電気温水器・照明器具等)

浄化槽施設保守点検

物品販売(県産品愛用運動)

東京海上日動火災保険代理店

大分コープ商事は、主にマンション管理・メンテナンス業務を行っています。組合事務所や組合所有建物の管理・メンテナンス、また、戸建住宅・マンション等、組合員のご自宅のメンテナンスも実施していますので、ご利用とご紹介をお願いいたします。

大分市中央町4丁目1番32号

TEL 097-532-1841

FAX 097-532-1801

一般社団法人大分県労働者福祉協議会

〈組織構成図〉

(2016年7月現在)



〈構成団体一覧表〉

(2016年7月現在)

会員団体名	会員団体名	会員団体名
【 1 号 会 員 】 連 合 大 分	【 3 号 会 員 】 自 治 労 大 分 県 本 部	フ ー ド 連 合 運 輸 労 連
【 2 号 会 員 】 九 州 労 働 金 庫 大 分 県 本 部	自 動 車 総 連 日 教 組	私 鉄 総 連 国 公 総 連
全 労 済 大 分 県 本 部	基 幹 労 連	紙 パ 連 合
大 分 県 総 合 生 協	電 機 連 合	大 分 ふ れ あ い ユ ニ オ ン
大 分 県 生 協 連	U A ゼ ン セ ン	大 分 銀 行 労 働 組 合
大 分 県 勤 労 者 医 療 生 協	J P 労 組	自 交 総 連 大 分 地 方 本 部
(一社) 大 分 県 労 働 福 祉 会 館	電 力 総 連	【 4 号 会 員 】
(公財) や す ら ぎ 靈 園	化 学 総 連	N P O 法 人 さ わ や か 佐 伯
大 分 県 消 費 者 問 題 ネ ッ ト ワ イ ク	情 報 労 連	一 般 社 団 法 人 夢 未 来 舎
大 分 コ ー プ 商 事 株 式 会 社	J E C 連 合	【 5 号 会 員 】
	J R 連 合	大 分 県 退 職 者 連 合
	セ ラ ミ ッ ク ス 連 合	

〈地区労福協一覧表〉

(2016年7月現在)

地区名	郵便番号	所在地	連絡先
中津地区労働者福祉協議会	871-0054	中津市京町 1524 番地 新博多町交流センター 1 階	0979-25-3355 (fax0979-25-3469)
宇佐高田地区労働者福祉協議会	879-0455	宇佐市大字閣 437 - 1	0978-33-5055 (fax0978-33-5075)
別速杵国東地区労働者福祉協議会	874-0904	別府市南荘園町 1 組 別府地区労働福祉会館内	0977-21-7155 (fax0977-21-7505)
日田玖珠地区労働者福祉協議会	877-0025	日田市田島 2 丁目 4 番 1 号 オフィスサカエ 2 階 202 号室	0973-22-0505 (fax0973-22-0505)
臼杵地区労働者福祉協議会	875-0041	臼杵市大字洲崎 81 - 1 臼杵市労働福祉会館内	0972-63-7855 (fax0972-63-7879)
佐伯地区労働者福祉協議会	876-0841	佐伯市来島町 6 - 5 九州労働金庫佐伯支店 2 階	0972-22-3755 (fax0972-22-5155)
豊肥地区労働者福祉協議会	879-7131	豊後大野市三重町大字市場 1436 - 1	0974-22-7355 (fax0974-22-7577)
大分地区労働者福祉協議会	870-0035	大分市中央町 4 - 2 - 5 ソレイユ 6 階	097-533-5655 (fax097-533-5658)